

会議の概要（議事録）

会議の名称	墨田区消防団運営委員会（第3回）		
開催日時	令和2年2月27日（木） 10時00分から11時30分まで		
開催場所	墨田区役所（7階） 庁議室		
出席者数	27人 【委員】15人 委員長（区長） 学識経験者4人、区議会議員6人 本所消防署長、向島消防署長 本所消防団長、向島消防団長 【オブザーバー】副区長 【事務局】12人 都市計画部危機管理担当部長、防災課長、防災係職員（4人） 本所消防署警防課長、向島消防署警防課長、消防署職員（4人）		
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）	傍聴者数	0人
議題	特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか		
配布資料	墨田区消防団運営委員会（第3回）		
会議概要	<p>1 開会</p> <p>2 委員長挨拶</p> <p>3 審議 墨田区消防団運営委員会の答申（案）について 資料に沿って説明</p> <p>4 主な意見・質問 【委員長】 それでは、次第に沿って審議を行わせていただきます。 最終答申案について、事務局からご説明をお願いいたします。 【事務局】 それでは、前回の第2回でお示した「墨田区消防団運営委員会答申（案）」につきまして、皆さま方からいろいろご意見をいただいた部分に鑑み、訂正させていただいた部分についてご説明をさせていただきます。 まず、「1．趣旨」の6行目です。「入団希望者が思うように増加しないこと」としておりましたが、これを、「入団希望者の増加が低迷していること」という表現に変えさせていただきました。 続いて、「2．答申内容」の(1)の「ア．応急救護指導団員」の「(ウ)位置づけ」のところ。第2回でお示したものでは、「団本部に配置」と限定しておりましたが、さまざまなお意見を伺いまして、「団本部配置を原則とするが、各種機能別団員の希望及び</p>		

分団長の承認が得られれば、当該分団の配置とする。」という表現に変えさせていただきました。

また、「(エ) 処遇」のところでは、前回の案では、2行目は、「表彰については、災害活動以外は対象外」というような表現にさせていただいていましたが、これを、「表彰については、基本団員と一定の処遇差を設けた上で対象とする」という表現に変えさせていただきました。

なお、この2点の改正につきましては、以下、「イ．防火防災訓練指導団員」「ウ．震災時情報収集団員」「エ．予防広報団員」「オ．大規模災害団員」についても、これらの2か所について、同じ表現に変えさせていただいております。

続きまして、最後の6ページの「3．まとめ」の部分のところでは、まず、7行目で、「機能別団員へ移籍してしまうなどの危険性」というところの「危険性」という表現を、「リスク」という言葉に変えさせていただきました。それから、その下の行の「その一方で、効果的に機能別団員が受け入れられた場合は、基本団員の負担軽減や人材の確保、災害対応能力の向上、組織力の強化が見込まれることになる。」という文章の下に、「あわせて、組織力の維持、強化をしていく上で、現有の消防団員の知識・経験を活かす退団抑制策についても、整備・推進していく必要がある。」という文章を加えさせていただきました。さらに、下から4行目のところでは、「今回の答申により、基本団員と機能別団員が」としておりましたが、これを、「今回の答申により、機能別団員を導入した場合は、基本団員と機能別団員が」と変えさせていただきました。

以上が、ご意見をいただいた上で訂正した部分でございます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま、変更点等を含めて、今回の答申案についてご説明をいただきました。それでは、このことについて、各委員からご発言がございましたらお願いいたします。

【委員】

消防団、消防署のほうと地域との関係ということの中で、いろいろな課題もあるというように認識をしておりますが、防災の中の「育成」というところで、内容、意識を強めていけば、いろいろな形での協力体制というものが可能ではないかと思っております。

ただ、消防署、消防団の認識というのは、今まで培った内容が、ある意味では、浸透しておりますが、その浸透の度合いが、街づくりの中での、新たにつくった消火隊を含めての認識の中に、十分組み入れられるかということについては、これからは「育成」ということの中で強めていただければと思っております。墨田区と消防署と消防団というのが中心である中で、そういう「育成」ということが勘案されればと思っております。

【委員長】

ご意見としてお伺いいたしました。今おっしゃったように、今までの歴史的な消防団の任務、位置づけというか、認識されているものと、新たな方々とうまく融合しながら動いていかなければいけないというお話かなと承りました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

今回、機能別団員ということで、メリット、デメリットを書きいただきましたが、文面だけではわからないことを、少し確認させていただきたいと思います。

1つは、4ページの大規模災害団員についてです。大規模災害時に動いていただくということで、そういう場合には、直ちに動いていただかないといけないと思います。そのためには、訓練の重要性ということが一番大事かなと思いますが、5ページのところの、「(カ)大規模災害団員として受け入れるデメリット」として、「a.知識・経験等を維持するため、年間2回以上の実動訓練を実施しなければならない」とあります。この「訓練」というのは、どのような訓練を想定されているのかを教えてくださいたいと思います。

【事務局】

例えば、震災訓練というのがあります。これは、今勤務している消防署員や消防団の方も参集していただいています。この大規模災害団員の場合は、例えば、当庁OBで、まだ消防署に勤めている方や地域の消防団のOBの方にも、一緒に参加していただいて、現役時代にはなかったような資機材とか、連携方策などについて訓練してもらうということを考えております。これには、区の方もこういう連携に加わるとは思います。1年に一、二回は、同じ認識のもとで活動できるようにするという訓練だと認識しております。

【委員】

もう一つは、3ページの「ウ.震災時情報収集団員」のところですか。昨日、予算特別委員会に出てまいりましたが、要配慮者支援ということで、民生委員やケアマネジャーの業務などが、これから多くなってくると思います。そういう方を活用したときに、なかなか難しい点がございまして。ここには、(カ)ということで、デメリットとしては、活動困難が予想されるためということで、「危険性も高く」と書いてあります。そうしたものは別に、その方の業務がたくさんありまして、それができるのかどうかということも出てくると思います。

そういったことについてはどのように整理をされているのでしょうか。

【事務局】

民生委員の方やケアマネジャーの方を機能別団員と考えた理由といたしましては、今お話があった、地域における要配慮者の方や高齢者の方の情報をもちだということで、その情報に基づいて救助活動に入れば、非常に効率的にできるのではないかと考えたからでございます。もちろん、いろいろお忙しい中ですが、大規模災害時にそういう情報をいただければということでございます。そして、デメリットも当然ございまして、本当は避難していただきたいと思うのですが、消防署員、消防団員と接触するにあたって、危険性もあるということでございます。そのため、今後、一緒に訓練をやって、いろいろご認識いただいて、より安全な方法でご協力いただける団員になっていただければという趣旨でございます。

【委員】

最後に、6ページの「まとめ」のところですか。この機能別団員の制度を推進していくにあたって、お互いが尊重し合い、補完し合うというところにつなげていくために、その必要性を深く理解していただくことが、団員の方々にも非常に重要ではないかと思いますが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

【事務局】

本来であれば、機能別団員の方ではなくて、正規の団員の方だけでできればいいのですが、さまざまな理由でフルに活動できない方もいらっしゃると思います。そこで、特化した部分だけを担っていただいて、消防団の活動をご理解いただいて、もともとからの団員の方々と、融和、協調して、一体となって活動していただければいいなと思っております。そのためには、この機能別団員が運用して、相互理解の上で大きな力になっていただければいいなというのが、私どもでも考えているところでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

機能別団員を導入することになったあと、具体的には募集するということになると思いますが、その募集のイメージとしてはどんな感じになるのでしょうか。入団者を増加させなければならないということになるわけですが、その辺について、どのようにお考えでしょうか。

【事務局】

今までの募集ですと、「18歳以上で、居住か勤務されている方」くらいの表現しかなかったと思いますが、この機能別団員の募集ということでは、「いろいろ特化した団員にもなっていただける」ということで、表現をきちんとして、募集活動をしなければならないと考えております。

【委員】

そのときに、基本団員の人たちの募集がなかなか厳しいという状況で、応募してもらうためのハードルを低くしようというのが、この機能別団員だと思いますので、「機能別団員はこういうものだから、入りやすいですよ」ということをPRするということで、何かお考えになっていることはないでしょうか。

【事務局】

東京消防庁のOBや消防団のOBの方は、フルにはちょっと厳しいですが、「大規模災害時には協力していただきたい」というような形で、募集していけたらと思っております。

す。あと、それぞれの任務別ということで最も考えやすいのは、消防団活動の導入部分として、自分の得意な部分から入っていただき、全体を理解していただき、消防団活動に今後従事していただけたらなという趣旨で考えております。

【委員】

事業者などに対しての入団協力要請みたいな話というのは、あり得るのでしょうか。

【事務局】

事業所の方に対しても、いろいろな資格をお持ちだったりすると思いますので、地域の事業所の方を対象としても、募集していければと考えております。

【委員】

今のお話を聞いていると、ある程度個別にも当たるということのようですが、いかがですか。

【事務局】

広く募集というより、こういう方に対して、「どうですか」というような募集の仕方も考えられると思っております。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

さきほどの委員のご指摘を聞いていまして、非常に重要なことだなと思いました。

例えば、2ページには、「イ．防火防災訓練指導団員」の「(ア)対象者」のところには、「墨田区役所職員」とか書かれていますし、3ページには、先ほどのお話の「民生委員」「ケアマネジャー」のほか、「児童委員」ということも書かれています。そうすると、あくまでも、加入は任意ですが、一定の組織に対して、例えば、「消防団運営委員長名」なのか「区長名」なのかわかりませんが、「この組織からこのぐらい欲しいのですが」という、目標値みたいなものを設定して、具体的に呼びかけていく必要があると思っております。例えば、商工会議所などにも呼びかけられると思いますが、それが達成できるかどうかは別の問題として、そういうふうにやっていかないと、「呼びかけましたが、具体的な動きにはなりません」というようになってしまいかもしれません。せっかくここまでやるのであれば、ぜひそういう動きをされていったほうがいいと思っております。住民側としても、そのほうが入りやすいという側面もあったりすると思います。例えば、「この民生委員さんの地区から1名お願いします」とかいったほうが、わかりやすいと思っておりますので、その点をご留意いただけたらと思います。

【委員長】

参考のご意見をありがとうございました。先ほどの募集のイメージというところと、実際の募集活動というところの中で、いろいろなご指摘をいただきありがとうございました。

した。

【委員】

もう1点いいですか。

【委員長】

どうぞ。

【委員】

先ほどの委員のご指摘を聞いていても、「なるほど」と思ったのですが、3ページの「ウ・震災時情報収集団員」の「民生委員」と「児童委員」についてです。この委員は、「知事の指揮監督権を受ける」ということに民生委員法でなっていますので、機能別団員たる民生委員、児童委員という人がいたとすると、消防団長からの指揮命令というものと、知事の指揮監督権により一定のお願いみたいなものが、もし同時に来た場合はどうなるのでしょうか。そういう場合には、「こういう連絡調整します」とか、「こういう場合はこっちを優先します」みたいなものを決めておかないと、混乱する可能性があるかもしれませんので、今すぐということではなくて、実際にやっていく場合には、ぜひ整理していただければと思います。

【委員長】

ありがとうございました。これは答申案なので、まさに知事に上げるわけです。民生委員というのと兼務みたいな意味合いになるのか。また、そうした人たちと話し合いがつかのか、つかないのかという部分もあるのかなと感じたところもありました。

【委員】

よろしいでしょうか。

【委員長】

どうぞ。

【委員】

イメージとしては、発災直後からいわゆる72時間というのは、まさに消防職員、消防団員が、災害対応するフェーズだと思っております。それから、避難所に多くの方が集まってくる段階という、いわゆる安定期に入るときから長いスパンの時期がメインで活動していただけることになっていくのかなというイメージでおります。発災直後は、かえってけがをされてしまうリスクが高いので、逆に、そのときは、活動を控えていただくというような形になるのかなと思っております。

【委員】

民生委員としての職務に当たるというイメージですね。そういう整理であればいいかと思えます。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

4 ページの大規模災害団員の、「(ア) 対象者」のところに、「消防団OB、東京消防庁OB」と書かれていますが、例えば、地域の中には、建設業の方などには、「ユンボ」と言われるパワーショベルなどの特殊な機械を操作できる技能を持っている方がおられます。家屋の倒壊などがあったときに、消防団の資機材だけでは木造密集地域などで家屋が倒壊して、その下敷きになったような方のために、「普段の活動は無理だけれども、そういうときにはユンボを動かせるので、サポートしてあげるよ」というような方もいらっしゃると思います。墨田区の場合、土建組合の皆さんで、「ハンマーズ」という組織があります。そういう方々が、倒壊家屋の処理などに関しては、消防団よりも優れた能力を持っていらっしゃる部分があるので、そうした方々の活用というのがあっていいのかなと思っています。もちろん、消防団員ではなくて、そういった組織と連携して活動するというのであれば、それはそれで構わないと思いますが、その辺に関してどうなのかなと思いました。

【事務局】

今おっしゃったとおり、重機の活用は、震災時には非常に重要だと思っております。消防団員の中にも、特殊技能団員という方がおりまして、さまざまな資格をお持ちで、建設業に携わっている方々でそういうことに従事している方が既におられます。重機関係の会社のほか、船舶業者との協定もありますので、そういう形で震災のときに従事していただけるとは思っております。

【委員長】

「ハンマーズ」さんは、すごくいい例だと思いますね。東京消防庁から表彰を受けていますよね。

【委員】

そうですね。「ハンマーズ」さんは、地域の防災功労賞を、私どもの向島消防署の推薦とさせていただきます。さらに、明日、国からの表彰も受ける予定になっております。メンバーの方とお話をさせていただいておりまして、「災害時には喜んで協力したい」というお話をお聞きしていますので、「協定」という形になるかどうかわかりませんが、一定の形はつくりたいと考えております。

【委員長】

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【委員】

消防団のことについていろいろご審議いただきありがとうございます。私は、本所消防団のほうですが、定年制度を、再来年度からですが、延ばしたということです。それ

で、一時的な団員確保ができますが、それと同時に、定年でやめた方に対して、もちろん、元気な方ですが、「こういう応急救護とか防災訓練の指導団員ということで、個々に持っている技能をこういうところで活かしてください」ということで、進めておりますので、消防団のOBの方もこういうところに入っていただけるということをお願している次第です。あと、ちょっと気になったのは、先ほどのどっちを優先するのかということについてです。区のほうでは、「防災士」というのを、来年度もまた、五十数名募集するらしいですが、今年度の防災士の中に消防団員が17～18名入っています。この場合、どちらを優先するかということが重要な問題になると思いますので、先ほど、委員が言われたようにその72時間においては、本来の消防団なら消防団、民生委員なら民生委員の仕事を重視していただいて、そのあとは、応援とかをやっていただけということをお聞きしましたので、少し安心いたしました。

【委員長】

どうぞ。

【事務局】

防災士ネットワーク協議会の消防団の方の話が出ましたが、これは、団長がおっしゃるとおりの状況が想定されます。ほかの方もそうですが、基本的には、先ほど、委員がおっしゃったとおり、フェーズというのがあると思っております。まずは、発災したときには、それぞれの団体の本来の職務のほうに当たっていただくというのが、我々のネットワーク協議会の大前提で、皆さんにお話ししているところです。そして、一定時間がたってから、落ち着いたところで「避難所運営の補助に入ってください」というように、切りかえじゃないですが、そのような展開になるようにということは、我々と会員の皆さんで共有させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

【委員長】

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【委員】

今見直したところ、それぞれの「対象」のところ、「応急救護指導団員」「防火防災訓練指導団員」「震災時情報収集団員」「予防広報団員」については、最後に「等」と入っていますが、「大規模災害団員」だけは「等」が入ってなくて、「消防団OB、東京消防庁OB」に限るような表現になっていますが、ここには「等」を入れなくてもよいのでしょうか。

【委員長】

4ページの「大規模災害団員」の「対象」のところですね。

【委員】

「消防団OBでも消防庁OBでもないけれども、大規模災害のときだったらサポートしたい」という人がいたら、これだと入れなくなってしまうのかなと思うのですが、そ

の辺はいかがでしょうか。入れたほうが良いと思いますが。

【事務局】

いろいろなパターンがありますので、入れても支障はないと思います。

【委員長】

いいところに気づいていただき、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。答申案については今いろいろなご意見をちょうだいして、修正点も一部あるかというところですが、それでは、この答申案については、墨田区消防団運営委員会の最終答申として決定させていただきたいと存じます。なお、一部訂正がある場合は、その取り扱いを一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔全員賛成で承認〕

それでは、よろしく願いいたします。これで予定された議題は全て終了いたしました。

〔閉会〕

所管課

都市計画部危機管理担当防災課